

# 令和3年6月 育児・介護休業法が改正されました

## 令和4年4月1日施行

- ① 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件が緩和されました
- ② 雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置が事業主の義務になりました

## 令和4年10月1日施行

- ③ 出生直後の時期に柔軟に育児休業を取得できるようになります（『産後パパ育休』）
- ④ 育児休業を分割して取得できるようになります

## 令和5年4月1日施行

- ⑤ 育児休業取得状況の公表が義務になります【従業員数1,000人超の企業対象】

詳しくは、こちらをクリック

➔ [埼玉労働局HP「職業生活と家庭生活の両立のために」](#)

